

市内障害児通所支援事業所  
市内障害児相談支援事業所  
管理者 各位

## 横浜市障害児支援事業所等物価高騰対策支援金のご案内 (障害児通所支援・障害児相談支援事業所)

横浜市こども青少年局  
障害児福祉保健課

物価高騰の影響により、光熱費等の負担が増加している障害児通所支援事業所等の負担軽減を図るため、支援金を支給します。

### 1 支給対象

市内の指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所

### 2 支給経費

- ・事業所において負担する光熱費等
- ・サービス提供に使用する車両に係る燃料費

### 3 支給額

#### 【光熱費等】

1 事業所あたりの単価

(単位：円)

事業所 開始日 事業種別	令和4年 4月1日 以前	令和4年 5月1日	令和4年 6月1日	令和4年 7月1日	令和4年 8月1日	令和4年 9月1日	令和4年 10月1日
障害児通所支援	80,000	74,000	68,000	62,000	56,000	50,000	44,000
障害児相談支援	20,000	18,400	16,800	15,200	13,600	12,000	10,400

#### 【サービス提供に使用する車両に係る燃料費（サービス提供に使用する車両を所有する場合のみ）】

1 事業所あたりの単価

(単位：円)

事業所 開始日 事業種別	令和4年 4月1日 以前	令和4年 5月1日	令和4年 6月1日	令和4年 7月1日	令和4年 8月1日	令和4年 9月1日	令和4年 10月1日
障害児通所支援 (上限：2台)	30,000× 台数	27,500× 台数	25,000× 台数	22,500× 台数	20,000× 台数	17,500× 台数	15,000× 台数
障害児相談支援 (上限 1台)	30,000	27,500	25,000	22,500	20,000	17,500	15,000

## 4 支給要件

令和4年 **10月1日時点**で本市の指定等を受けて、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施する横浜市内の事業所を運営する者であって、令和5年3月31日まで事業を継続する見込みのある者とします（ただし、申請日時点でサービス提供を開始していない者、**申請日時点で事業の廃止または休止している者は除きます。**）。

「サービス提供に使用する車両に係る燃料費」については、**法人所有の車両（リース可）**に限ります（**個人所有の車両、レンタカー不可**）。

## 5 留意事項

- ・同一の事業所番号で複数事業を実施する事業者は、実施する事業のいずれか一事業のみを対象として申請するものとします。（**事業所番号一つにつき、1回のみ**の申請とします。）
- ・燃料費について、同一の車両について複数の事業所で補助を申請することはできません。

## 6 申請方法・申請窓口等

### (1) スケジュール

申請締切：**12月22日(木) 令和5年1月13日(金) 必着**  
支給時期：申請受付順に審査を行い、審査が済みしだい、本市から「**交付決定通知**」を送付します。その後「**様式第5号**横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書」の提出を受けた順に審査・支払い手続きを行い、順次お支払いします。

### (2) 申請について

下記「申請時に必要なもの」をご確認いただき、申請書類一式を「郵送」で下記お問い合わせ先にご送付ください。

### 【申請書等郵送先・お問い合わせ先（令和5年1月13日まで）】

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル9階  
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会  
「障害児 通所支援事業所等 物価高騰対策支援金 担当」  
TEL 045-222-0291  
**(平日9時～17時 ※12～13時を除く)**  
**(令和4年12月29日～令和5年1月3日除く)**

### (3) 申請時に必要なもの

#### 1) 共通

- ・横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書 (**様式第1号**)
- ・令和4年度障害福祉サービス費等支払決定額通知書（写）（**直近月**のみで可）等、事業実施継続していることがわかる書類

#### 2) 燃料費等補助を申請する場合のみ

- ・サービス提供に使用する車両を所有することがわかる書類（例：法人名義の車検証の写し）
- ・リース契約の場合は、車検証の写し及びリース契約の内容が分かる書類

## 7 その他

「サービス提供に使用する車両に係る燃料費」を請求された事業所に対しては、履行確認のため、**事前連絡なし**で、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課職員が訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。

# 留意事項

## 1. 対象事業について

事業所番号1番号につき1つの申請となります。たとえば、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業を一つの事業所（事業所番号が1つ）で行っている場合は、1つの申請となります。

燃料費の対象となる車両は、申請された事業所でサービス提供に使用する車両です。車検証の所有者、使用者が、明らかに横浜市から遠方の場合、事業所と当該車両が同時に映っている写真（コピー可、白黒可）を同封してください。

上記のケースも含めて、燃料費等の支給申請をされた事業所には、申請後、横浜市職員が、連絡なしで履行確認に伺うことがあります。

## 2. 支給額について

支給額は、事業所開始日（指定日）によって異なります。光熱水費等は、障害児通所支援事業所で最大8万円、障害児相談支援事業所で最大2万円、燃料費等については、障害児通所支援事業所で最大6万円（2台申請場合）、障害児相談支援事業所で最大3万円となります。したがって、たとえば、障害児通所支援事業所のみの場合、最大で14万円ですので、14万円を超える申請額は誤りです。

## 3. 添付書類について

事業継続を示す資料である「令和4年度障害福祉サービス費等支払決定額通知書(写)」については、「直近月」のみで構いません。

## 4. 様式5、6について

今回の申請時には、様式5、6は使用しません。申請時に、様式5、様式6を記載し、提出されても不要のため、廃棄させていただきます。審査終了後、申請のあった法人あてに「交付決定通知書兼交付額確定通知書」を送付しますので、内容を確認し、様式5の「交付請求書」を横浜市に送付してください。請求書の送付先等は、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」の送付状をご確認ください。

## 5. 様式1の記入上の注意事項について

- ・「所在地」欄には、郵便番号を必ず記入してください。
- ・「代表者職・氏名」欄には、氏名の前に職名（代表取締役、代表社員、理事長など）を必ず記入してください。
- ・「担当者名」欄には、ご担当者の氏名をフルネームで記入してください。
- ・「事業開始年月日」欄には、更新年月日ではなく、指定当初の年月日を記入してください。
- ・「車両番号」欄には、ナンバーの全て（例：横浜505あ1234）を記入してください。
- ・「所有者名」欄には、車検証上の所有者を記入してください。なお、リース等の場合で車検証上の使用者に申請法人名が掲載されている場合は、法人名を記入してください。

# 横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

制定 令和4年11月30日 こ障福第1937号（局長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している中であって、市内の障害児通所支援事業所等がその負担を利用者に価格転嫁することなく各種サービスを安定して行うために、光熱費及び燃料費等の高騰に対する支援として実施する支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## （交付対象者）

第2条 物価高騰対策支援金の交付対象者は、令和4年10月1日時点で本市の指定等を受けて別表に掲げる事業を実施する横浜市内の事業所を運営する者（以下「事業者」という。）であって、令和5年3月31日まで事業を継続する見込みのある者とする。

ただし、次の各号に掲げる事業者を除く。

- (1) 申請日時点でサービス提供を開始していないもの。
- (2) 申請日時点で事業の廃止または休止を行っているもの。

## （支援金の額）

第3条 第2条の規定により交付対象者に対して交付する物価高騰対策支援金の金額は、別表1のとおりとする。

## （支援金の対象経費）

第4条 物価高騰対策支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費及びサービス提供に使用する法人所有車両に係る燃料費ほか、物価高騰の影響を受けた経費とする。

## （交付申請）

第5条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に基づく申請については、同一の事業所番号で複数事業を実施する事業者は、実施する事業のいずれか一事業のみを対象として申請するものとする。

## （申請期限）

第6条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、市長が、別途定める期限までに申請するものとする。

## （交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、第5条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、物価高騰対策支援金を交付すべきものと認めたときは、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、物価高騰対策支援金を交付すべきでないと認めたときは、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

## （交付決定の取消し及び支援金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により物価高騰対策支援金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した物価高騰対策支援金の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金

交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支援金の目的に沿った事業遂行）

第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意を持ってこの事業を行わなければならない。

2 支援金の交付を受けた者は、支援金の他の用途への使用をしてはならない。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に定める交付申請書兼実績報告書により行うものとする。

（交付の請求）

第11条 申請者は、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書（様式第5号）を作成し、市長に提出するものとする。

（関係書類の保存）

第12条 物価高騰対策支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類について、物価高騰対策支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（調査又は報告）

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 消費税及び地方消費税を支援対象経費とする場合にあっては、事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表1（第2条及び第3条関係）

1 事業所あたりの単価（光熱費）

（単位：円）

事業所 開始日 事業種別	令和4年 4月1日 以前	令和4年 5月1日	令和4年 6月1日	令和4年 7月1日	令和4年 8月1日	令和4年 9月1日	令和4年 10月1 日
障害児通所支援事業所	80,000	74,000	68,000	62,000	56,000	50,000	44,000
障害児相談支援事業所	20,000	18,400	16,800	15,200	13,600	12,000	10,400

1 事業所あたりの単価（サービス提供に使用する法人所有車両に係る燃料費）

（単位：円）

事業所 開始日 事業種別	令和4年 4月1日 以前	令和4年 5月1日	令和4年 6月1日	令和4年 7月1日	令和4年 8月1日	令和4年 9月1日	令和4年 10月1日
障害児通所支援事業所 （台数上限：2台）	30,000× 台数	27,500× 台数	25,000× 台数	22,500× 台数	20,000× 台数	17,500× 台数	15,000× 台数
障害児相談支援事業所	30,000	27,500	25,000	22,500	20,000	17,500	15,000

## 横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
法人名  
所在地  
代表者職・氏名  
担当者名  
電話番号  
e-mailアドレス

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金の交付を申請します。なお、物価高騰対策支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。

## 【申請内容】

		障害児通所支援事業所		障害児相談支援事業所	
事業所名					
事業所番号					
事業開始年月日					
申請する補助内容及び請求額（補助申請を行う経費に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください）					
光熱費等補助	<input checked="" type="checkbox"/>	円	<input checked="" type="checkbox"/>	円	
燃料費等補助	<input checked="" type="checkbox"/>	円（台） 【上限2台】	<input checked="" type="checkbox"/>	円	
車両内訳		車両番号	所有者名	使用用途	
通所用					
相談用					

## 【誓約内容】

以下の条件を全て満たすことを誓約します。

- (1) 申請事業所について、事業を開始しています。また、休止・廃止を行っていません。
- (2) 申請事業所について、令和5年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本物価高騰対策支援金を返還します。

## 【添付書類】

共通

○令和4年度サービス提供分障害児通所給付費等支払決定額通知書(写)等、事業実施継続していることがわかる書類

燃料費等補助を申請する場合のみ

○サービス提供に使用する車両を所有することがわかる書類(例:法人名義の車検証の写し)

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

- 1 サービス種別 \_\_\_\_\_
- 2 対象事業所名 \_\_\_\_\_
- 3 交付金額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 事業所番号 \_\_\_\_\_

担当：

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金については、不交付とすることを決定したので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 申請した事業所名
- 3 不交付の理由
- 4 事業所番号

担当：

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日 第 号で交付決定しました横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金につきまして、交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 該当事業所名
- 3 交付決定取消理由
- 4 事業所番号

担当：

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書

(請求先)  
横浜市長

(請求者)  
法人名  
所在地  
代表者職・氏名  
事業所番号

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円  
2 振込口座

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・信用金庫	支店
	(金融機関番号/ 支店コード)	/	
	預金種別及び口座番号	普通・当座	No.
	口座名義 (カナ)		

※「口座名義人」が「請求者」以外の場合は、委任状を添付してください

3 添付書類

- (1) 横浜市物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し  
(2) 上記振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写し

(担当者)  
氏名  
連絡先

(留意事項)

本様式は、押印省略可能。

ただし、請求委任や受領委任を行う場合（「請求者」が「債権者」以外。または「口座名義人」が「請求者」以外）は、委任状を添付し、押印は、省略できません。

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

年 月 日

(報告先)  
横浜市長

(報告者)  
法人名

所在地

代表者職名  
(事業所名： )

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金  
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された支援金の額の確定額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 支援金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 支援金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添付資料  
(1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）  
(2)課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)  
(3)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第6号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第6号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 支援金(申請・実績・確定)額 金 \_\_\_\_\_ 円

6 当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 対象経費(支援金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上			非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 \_\_\_\_\_ %

(3) 支援金に係る仕入控除税額の計算方法

(参考様式)

年 月 日

委 任 状

横浜市長

(委任者)

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

(受任者)

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

私（委任者）は、上記の受任者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 横浜市から交付される横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金の請求に関する権限
- 横浜市から交付される横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金の受領に関する権限